南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 髙 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和2年5月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1.招集委員 13名

2. 出 席 委 員 12名にしてその氏名は次のとおり

1番 髙橋 善一2番 黒澤 ちよ子3番 髙橋 誠一4番 峠田 一徳6番 渡部 基司7番 本間 仁一8番 安達 芳紀9番 佐藤 一志10番 小野 博11番 渡沢 寿12番 伊藤 圭一13番 鈴木 正徳

3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり

5番 浅野 厚司

4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事 務 局 長 大室 拓

同 上 事務局長補佐 山内 美穂

同 上 農地係長 嶋貫 信一郎

5. 付 議 事 件 日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報第 9号 南陽市認定農業者の認定について

日程第5 報第10号 農地法第18条第6項の規定による通知の

報告について

日程第6 報第11号 農業者年金特例付加年金裁定請求に係る報

告について

日程第7 議第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対す

る許可の可否について

日程第8 議第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

に対する意見決定について

日程第9 議第20号 非農地証明願に対する可否について

日程第10 議第21号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決

定について

(開会:ときに午後1時30分)

6.会議の要領 議長(髙橋会長) 令和2年5月18日付け南農委告示第6号をもって招集いたしま した、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は12名であります。5番浅野厚司 委員が1名欠席であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めて まいります。

議長 (髙橋会長)

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。 2番黒澤ちよ子委員、9番佐藤一志委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員2番 黒澤 ちよ子委員9番 佐藤 一志委員

議長 (髙橋会長)

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……異議なしの声……

議長 (髙橋会長)

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1 日限りと決しました。

議長 (髙橋会長)

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご 了承願います。

議長 (髙橋会長)

日程第4 報第9号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第9号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年4月27日付け農第59号で、南陽市長から本委員会に対し、5月1日付けで6件、6月1日付けで2件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長 (髙橋会長)

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……なしの声……

議長 (髙橋会長)

「なし」の声がありますので、報第9号は了承いただいたものと認めます。

議長 (髙橋会長)

次に、日程第5 報第10号「農地法第18条第6項の規定による 通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第10号「農地法第18条第6項の規定 による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長 (髙橋会長)

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を 求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、報第10号について、ご説明申し上げます。

賃貸人▲▲の■■■■さんと賃借人▲▲の■■■■さん相続人■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番 外15筆 田 合計8,883㎡を賃借人■■■■さんの事情ため、合意解約するものです。

議長 (髙橋会長)

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

.....なしの声......

議長 (髙橋会長)

「なし」の声が有りますので、報第10号は了承いただいたものと 認めます。

議長 (髙橋会長)

次に、日程第6 報第11号「農業者年金特例付加年金裁定請求に 係る報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第11号「農業者年金特例付加年金裁定 請求に係る報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、特例付加年金の給付を受けるため、令和2年4月11日から令和2年5月10日までの間に、1名から裁定請求があったのでその内容を審査し、農業者年金基金に送付したことを報告するものであります。

議長(髙橋会長)

ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐

ただ今提案されました報第11号につきまして、ご説明を申し上げます。

この度の請求につきましては、後継者に経営継承するもので、新制度の特例付加年金、受付番号12番、令和2年5月1日受付、裁定請求者は▲▲の■■■■さん、67才、後継者の■■■■さんに経営継承するものであります。継承面積は、農地18,631㎡、継承日は令和2年2月28日でございます。

議長(髙橋会長)

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……なしの声……

議長 (髙橋会長)

「なし」の声が有りますので、報第11号は了承いただいたものと 認めます。

議長(髙橋会長)

次に、日程第7 議第18号「農地法第3条の規定による許可申請 に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転1件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件、合計3件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否 を決定くださるようお願い申し上げます。

議長 (髙橋会長)

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の 補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第18号について、ご説明申し上げます。

はじめに、所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番 外1筆 田 合計3,482 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、賃貸借権設定の申請となります。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんと の間で設定するもので▲▲字▲▲番 外1筆 田 合計4,927㎡ について、新規の3年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

次に、使用貸借権設定の申請となります。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんと の間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲ 外5筆 田 合計13, 255㎡を新規の10年契約となっております。■■■■さんの娘さんのお子さん、お孫さんになる方の申請になっています。 議長(髙橋会長)

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。 はじめに、議第18号 1番の現地調査について、13番鈴木正徳 委員より報告をお願いします。

13番

(鈴木正徳委員)

この件につきまして、もともと■■■■さんより■■■■さんが借りて耕作している部分です。ただ耕作上、トラブルの無い様にだけ話しております。

また、■■■■さんが田んぼを手放すことになるので、土地改良区の方にも組合の変更の手続きを取るように、嶋貫係長の方から申請者へお話いただきたいと思います。

議長 (髙橋会長)

次に、2番の現地調査について、2番黒澤ちよ子委員より報告をお願いします。

2番

今日5月25日に現地調査に行って参りました。

(黒澤ちよ子委員)

申請地はすべて耕作され周辺農地への影響がないことを確認しました。

議長 (髙橋会長)

お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……...異議なしの声………

議長 (髙橋会長)

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長 (髙橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いたします。

……全員举手……

議長(髙橋会長)

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長 (髙橋会長)

次に、日程第8 議第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し5件の 許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意 見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長 (髙橋会長)

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の 補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、 許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さん から、▲▲字▲▲番▲ 畑 70㎡の所有権移転をうけ、雪捨場と して利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、 許可要件を満たすと考えます。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、 許可要件を満たすと考えます。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さん と使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲番▲ 田 507 $^{\text{m}}$ に、一般 住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、 許可要件を満たすと考えます。

5番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さん と使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲番▲ 田 1,082 m²に、 共同住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、 許可要件を満たすと考えます。

議長(髙橋会長)

ここで議第19号、1番から5番の現地調査について、2番黒澤ちよ子委員より報告をお願いします。

2番

(黒澤ちよ子委員)

5月18日に私と髙橋誠一委員、大室事務局長と嶋貫係長の4名で 5条5件の現地調査を行って参りました。

4番の案件については申請地に、カーポートが設置されていましたが、農作業用車両置き場として使用しているとの報告書が提出されていることを確認しました。

その他の案件については案件通りだったのをご報告申し上げます。

議長(髙橋会長)

お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……...異議なしの声……...

議長 (髙橋会長)

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見はございませんか。

.....なしの声......

議長 (髙橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

………全員挙手………

議長 (髙橋会長)

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長 (髙橋会長)

次に、日程第9 議第20号「非農地証明願に対する可否について」 を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第20号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い 出が本委員会に対し2件ありましたので、提案するものであります。 事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げ ます。

議長 (髙橋会長)

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただいま提案されました、議第20号につきまして、ご説明申し上 げます。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもの で、▲▲字▲▲番 外4筆 登記地目が 畑 合計5,594㎡が、 平成5年頃から耕作せず、山林化して、現在に至っているものです。 耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断 できます。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもの で、▲▲字▲▲番 登記地目が田 59㎡が、平成10年11月に車 庫を建築し、現在に至っているものです。

申請地の中には一部耕作の部分もありますが半分以上が車庫敷地 として利用され、農地性はないものとして、証明できるものと判断で きます。

議長(髙橋会長)

ここで、現地調査について、報告をお願いします。

議第20号 1番の現地調査について、9番佐藤一志委員より報告 をお願いします。

9番

1番の案件についてご報告申し上げます。

(佐藤一志委員)

現地は申請通りだったということでご報告いたします。

議長(髙橋会長)

次に、2番の現地調査について、3番髙橋誠一委員より報告をお願 いします。

3番

(髙橋誠一委員)

5月18日に、私と黒澤ちよ子委員、大室事務局長、嶋貫係長の4 名で非農地証明願いの2番の現地調査を行って来ました。

この案件については申請地の一部で耕作されている場所もありま したが、車庫敷地として利用されていることを確認して来ました。こ の場所は隣の家の車庫が建っているため、分筆登記はしないで申請地 を整理したいとして申請があったそうです。農地以外の使用している 部分もあり非農地証明に該当するものとして確認してきました。

議長(髙橋会長)

お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議する ことにご異議ございませんか。

議長(髙橋会長)

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議することといたします。

議長 (髙橋会長)

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

12番

2番の案件について、平成10年というと20年は経っていない。 (伊藤圭一委員) 無断転用だったということですね。

議長(髙橋会長) 21年経っていますね。

嶋貫農地係長 仰るとおり当時は違反転用であったという形だと思います。

しかも、髙橋誠一委員からご報告いただいたとおりで、■■■■さんの所有の土地に、親戚の■■■■さんの家の車庫が建っていることが今回わかったということです。同じ■■さんということで近くで分家した家ではないかと現地でも確認して来ました。細かい土地が入り組んでいるのをそれぞれ親戚が使いやすいように分けて使っていたのを、自分の土地だと思って建てていた土地が別の方の土地だったと今回わかったので、そこを整理してそれぞれ自分が使っている所に登記をかけると言うことで、車庫が一部かかってしまったので、今回非農地証明願をして登記したいという主旨の経過でした。

12番 わかりました。

(伊藤圭一委員) 議長(髙橋会長) 他に質疑、意見はございませんか。

……なしの声…… 議長(髙橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(髙橋会長) 本案件について、表決いたします。 お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明 することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……全員挙手…… 議長(髙橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しま した。

議長(髙橋会長) 次に、日程第10 議第21号 「南陽市農用地利用集積計画の策定 に係る決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第21号「南陽市農用地利用集積計画の 策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年5月13日付け農第148号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、3件の賃借権の設定及び2件の所有権移転に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(髙橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説 明を求めます。 山内事務局長補佐

ただ今提案されました、議第21号につきましてご説明を申し上げます。

賃借権設定が3件で、12,973.03㎡の計画面積となっております。

また、所有権移転が2件で計画面積が7,781 m、合計5件で20,754.03 mの計画面積となっております。

賃借権の設定3件につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番地外4筆の田、合計6,048.03㎡について、新規の5年契約で、毎年11月30日支払い、物納となっております。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番地外1筆の田、合計1,935㎡について、新規の10年契約で、毎年11月30日支払い、金納となっております。

3番につきましては、▲▲の(亡)■■■■相続人■■■■さんと、 ▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番地外3筆の田、合計4,990㎡について、新規の10年契約で、毎年11月 30日支払い、一部金納、一部物となっております。

所有権移転の申請が2件となります。

はじめに、1番につきましては、 $\triangle \triangle$ の $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$ さん外 1名から同じく $\triangle \triangle$ の $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$ さんへ、 $\triangle \triangle$ 字 $\triangle \triangle$ 番地の田 1 筆 6,0 3 7 ㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

議長 (髙橋会長)

お諮りいたします。この案件については、「農業委員会等に関する 法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名 おりますので、分割して審議したいと思います。これにご異議ござい ませんか。

……異議なしの声……

議長 (髙橋会長)

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決 しました。

それでは始めに、議第21号2番、3番の案件について、審議いた します。ここで、13番鈴木正徳委員の退席を求めます。

………鈴木正徳委員 退席………

議長 (髙橋会長)

お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議する ことにご異議ございませんか。

……異議なしの声……

議長(髙橋会長) 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件 について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。 議長(髙橋会長) 本案件について表決いたします。

> お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定する ことが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

> > ………全員举手………

議長(髙橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。

> よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しま した。

ここで、13番 鈴木正徳 委員の復席を求めます。 議長(髙橋会長)

……。鈴木正徳委員 復席……

議長 (髙橋会長) 次に、議第21号 賃借権設定の1番の案件について、審議に入り ます。

本案件について、質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長 (髙橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定する ことが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

………全員挙手………

妥当と認める委員が、全員と認めます。 議長 (髙橋会長)

> よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しま した。

議長 (髙橋会長) 次に、議第21号 所有権移転の1番、2番の案件について、審議 に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……...異議なしの声……...

議長(髙橋会長) 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件 について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長(髙橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。 本案件について表決いたします。

> お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定する ことが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

> > ……全員挙手……

議長(髙橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(髙橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和2年5月18日付南農委告示第6号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会:ときに午後1時56分)